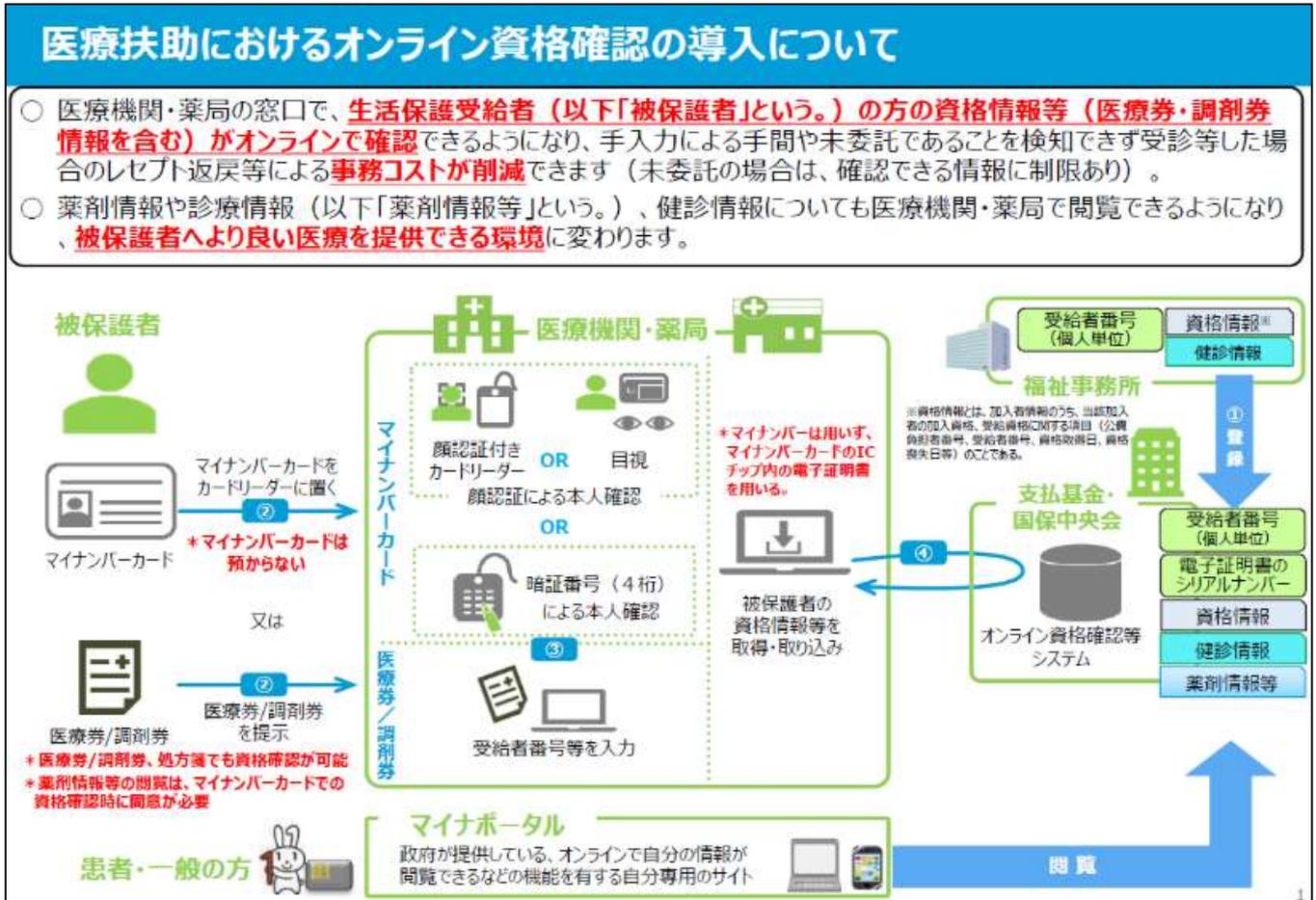


医療扶助における医療券・調剤券の

オンライン資格確認への移行申請について

令和6年3月から導入される生活保護医療扶助のオンライン資格確認について、福井市福祉事務所では導入の準備が完了した医療機関から順次、オンライン資格確認へ移行手続きいたします。



オンライン資格確認システムの導入、パッケージ更新、事務手続きの準備等が完了しだい、下記 QR コードから移行申請を行ってください。次回医療券・調剤券発行時から電子データでの発行に移行します。

例)令和6年3月21日(木)までの申請で3月末発行分から移行されます。

なお、オンライン資格確認への移行時期は任意ですが、国の保険証廃止の時期に合わせて一律移行を検討しています。

オンライン資格確認への移行申請を行ってから適用されます
申請はこちらから→

※医療機関コードが複数に分かれる場合(医科、歯科で別のコードなど)は複数回の申請が必要です。

QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です



移行申請 QR コード

(参考) Q&A

Question

運用開始時期はいつですか。

医療扶助と医療保険を併用している被保護者の資格確認を行った場合にはどのように表示されますか。

要否意見書は、引き続き紙媒体での運用になりますか。

医療扶助のオンライン資格確認の本格運用開始後でも、紙の医療券/調剤券が発行されるようなケースはありますか。

医療扶助のオンライン資格確認は、訪問診療、訪問看護、オンライン診療での運用を予定していますか。

医療機関・薬局への医療扶助オンライン資格確認の導入に対する財政支援は来年度以降も継続するのか。

Answer

検証運用は令和6年2月、本格運用は令和6年3月を予定しています。

マイナンバーカードでの資格確認を行った場合には、医療保険と医療扶助の両方の資格が表示されます。ただし、保険者や福祉事務所で資格情報の登録が正しく実施されていない場合は、資格が表示されない場合があります。

要否意見書についてはこれまでどおり、紙媒体での運用をお願いします。

被保護者がマイナンバーカードを保有していない場合や、医療扶助のオンライン資格確認が未導入の医療機関・薬局を受診等する場合等においては、紙の医療券/調剤券が発行されます。

訪問診療、訪問看護、オンライン診療は、医療扶助のオンライン資格確認に今後対応する予定です。

医療機関等ごとに導入の進捗に差が生じることも想定されるため、今年度内の導入が間に合わない医療機関等に対し財政支援を行うべく、令和6年度予算を概算要求中(※)です。今後、予算編成に向けた調整等を進めていく予定です。

(※) <https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/24syokan/03.html>

お問い合わせ

- 医療扶助におけるオンライン資格確認に係るご不明点への対応については、以下の3つの方法（FAQ・お問い合わせフォーム・電話）で問い合わせに対応しています。

FAQページ



24時間
対応

- **概要**
FAQは、医療扶助におけるオンライン資格確認や薬剤情報等に関するよくある質問とその対応方法を記載しています。
- **操作手順**
医療機関等向けポータルサイトからFAQのページへアクセスしてください。カテゴリごとに対応方法が記載されています。また、キーワードを入力することで関連情報を検索できます。



アクセスは **こ56**

お問い合わせフォーム



- **概要**
お問い合わせフォームは、医療扶助におけるオンライン資格確認や薬剤情報等閲覧について担当者へメールで相談できる問い合わせ窓口です。24時間365日問い合わせ可能ですが、担当者からの回答までに日数を要する場合があります。
- **操作手順**
医療機関等向けポータルサイトからお問い合わせフォームのページにアクセスしてください。返信用の連絡先とお問い合わせ内容を入力し送信することで、担当者からの回答がメールで届きます。



アクセスは **こ56**

電話



- **概要**
コールセンターでは専任のスタッフが電話で直接対応します。ただし、窓口の混雑時や営業時間外はお問い合わせフォームをご活用ください。
- **営業時間**：平日8:00～18:00 土曜日8:00～16:00（いずれも祝日を除く）
- **電話番号**：0800-080-4583（通話無料）

オンライン資格確認への移行にかかる準備等については厚生労働省のホームページをご確認ください。

移行申請は
マイナ画面